

自動車登録令の一部を改正する政令案要綱

第一 副自動車登録ファイルの調製

自動車登録ファイルに記録した事項と同一の事項を記録する副自動車登録ファイルを調製しておくものとする。

(第六条第四項関係)

第二 自動車登録ファイルの登録の回復

1 自動車登録ファイルの登録事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副自動車登録ファイルの記録により登録の回復を行うこととする。

(第三十六条の二第一項関係)

2 1により登録の回復をするまでの間における自動車に関する登録は、副自動車登録ファイルに行い、この場合においては、副自動車登録ファイルを自動車登録ファイルとみなすこととする。

(第三十六条の二第六項関係)

第三 附則関係

この政令は、平成十六年一月一日から施行することとする。

(附則関係)